



許可番号 08222036203号

産業廃棄物処分業許可証

住 所
氏 名
(法人にあっては名称
及び代表者の氏名)

宮崎県宮崎市江平東町6番地13
株式会社 山崎紙源センター
代表取締役 山崎 孝一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
者であることを証する。

第14条第1項
第14条の2第1項

の許可を受けた

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年12月4日
令和13年12月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上7種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 事業の区分

中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さ、以上9種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 事業の区分

中間処理（減容）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）、以上1種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面につづく)

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合したと認められたことを示すものです。

2. 事業の用に供する施設

①施設の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上7種類の圧縮施設

〔株昭和製 油圧一方締めプレス機 SW770(D)型〕

設置場所：鹿児島市谷山港1丁目3番7

設置年月日：平成26年11月25日

処理能力：廃プラスチック類 281.36 t/日
紙くず 298.64 t/日
繊維くず 129.76 t/日
ゴムくず 418.08 t/日
木くず 442.16 t/日
金属くず 90.40 t/日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 25.12 t/日

②施設の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さ以上9種類の選別施設

〔株マックス製〕

設置場所：鹿児島市谷山港一丁目3番7

設置年月日：平成27年11月17日

処理能力：852.48 t/日

③施設の種類：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）以上1種類の減容施設

〔株山本製作所製 発泡スチロール減容機 RE-E502X〕

設置場所：鹿児島市谷山港一丁目3番7

設置年月日：令和8年9月4日

処理能力：0.4 t/日

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 1月21日 変更許可（中間処理施設（圧縮）の取扱い品目の追加：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、以上1種類）

平成27年12月21日 変更許可（中間処理（選別）及び廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動植物性残さの選別施設の追加）

令和 元年 1月 7日 更新許可

令和 6年 11月 27日 更新許可

令和 6年 11月 27日 優良認定

令和 8年 9月 8日 変更許可（中間処理（減容）及び廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）の減容施設の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無し